## 条例

に 埼 す 玉 る 条 議 例 会  $\mathcal{O}$ 議 \_\_ 員 部を 又は 改 埼 玉県 正 する 知 条例 事 の選挙に をここに お 公布 け る選挙運 する 動 用 自 動 車  $\mathcal{O}$ 使用 等  $\mathcal{O}$ 公

令和四年七月八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

## 埼玉県条例第二十九号

公営に関する条例 埼玉県議会議員又は埼玉  $\mathcal{O}$ 部 県 を 改 知 正する条例 事  $\mathcal{O}$ 選挙に お け る 選 挙 運 動 用 自 動 車  $\mathcal{O}$ 使 用 等  $\mathcal{O}$ 

に 関 する条例 玉県議会 議員又は埼 (平成五 年 玉県 埼玉県条例 知事  $\mathcal{O}$ 、選挙にお 第四号)  $\mathcal{O}$ け る選挙運 部 を 次 動  $\mathcal{O}$ ように 用 自 動 改 正 車  $\mathcal{O}$ す 使 用 営

千 五百六十 四条第二号イ中 円 を 「七千七百円」  $\overline{\phantom{a}}$ 万五千 八 (百円) に 改 8 る。 を「 万六千百 円 に 改 め、 同 号 口 中 七

円二銭」を「五円十 に 改 第 める。 九 条第 一号中 「七円五十一 八 銭 に、 銭 「三十七万五千五百円」 を「七 円 七十三 銭 を に 三十 改 め、 八 司 万六千五 条 第二号 百 円 五

万 第十三条第一 に改め を「二十八円三十五 五百円」を る。 号 「三十一万六千二百五十円」 中  $\neg$ Ŧī. 銭」 百二十五 に、 円 「五十七万三千三十円」 六 銭」 を に 五. 改 め、 百四十 同 条第二号中「二十七 \_ 円三十 を「五十 \_ 八万六千 銭 に、 九百五 円五十 三十

附則

行  $\mathcal{O}$ 日 お  $\mathcal{O}$ け 後その る 例 選挙運動 は、 期 公 布 日 を告示 用  $\mathcal{O}$ 自 日 動 カュ さ 車 6 れ  $\mathcal{O}$ 施 る 使 行 選挙 用 等 カコ 改  $\mathcal{O}$ 公 正 5 営 適 後 用  $\mathcal{O}$ す 関 埼 る。 する 玉 県 議 条 会議員 例  $\mathcal{O}$ 規定 又は は 埼 玉県  $\mathcal{O}$ 条 知 事  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 選